

# 建設労働者確保育成助成金

「建設労働者確保育成助成金」は、建設労働者の雇用の改善、技能の向上をめざす中小建設事業主や中小建設事業主団体を支援する制度です。建設業における若年労働者を確保・育成し、技能承継を図り、建設労働者の安定した雇用と能力の開発・向上を目的としています。

**※印の助成金は、計画書の提出締め切りが7月末までです！まずは、お近くの労働局もしくはハローワークにご相談ください。**

## 助成コース・助成額一覧

コース	概要	助成額
認定訓練	※経費助成 中小建設事業主等が職業能力開発促進法による認定訓練を行った場合、経費の一部を助成	対象の建設労働者1人1ヵ月当たり4,400円など（訓練の課程等によって助成額が異なります）
	賃金助成 中小建設事業主が雇用する建設労働者に有給で認定訓練を受講させた場合、賃金の一部を助成	対象の建設労働者1人1日当たり4,000円
技能実習	経費助成 中小建設事業主等が雇用する建設労働者に技能実習を行う場合、登録教習機関等で行う技能実習を受講させた場合、経費の一部を助成	技能実習の実施に要した実費相当額の9割（委託費は7割）。ただし1つの技能実習について、1人当たり20万円を上限
	賃金助成 中小建設事業主が雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた場合、賃金の一部を助成	1つの技能実習について1人1日当たり7,000円かつ20日分を上限
雇用管理制度	整備助成 中小建設事業主が雇用管理制度を導入・適用した場合、経費の一部を助成	導入・適用した雇用管理制度に応じて定額30万円または40万円
※若年者に魅力ある職場づくり事業	経費助成(事業主) 中小建設事業主が若年労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った場合、経費の一部を助成	実施経費の2/3かつ200万円を上限
	経費助成(事業主団体) 中小建設事業主団体が若年労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った場合、経費の一部を助成	実施経費の2/3かつ1,000万円または2,000万円を上限
建設広域教育訓練	推進活動経費助成 広域的職業訓練を実施する職業訓練法人が建設工事における作業についての訓練を推進する活動を行った場合、経費の一部を助成	実施経費の2/3かつ4,500万円～9,000万円を上限
	施設設置等経費助成 広域的職業訓練を実施する職業訓練法人が認定訓練の実施に必要な施設や設備の設置又は整備を行った場合、経費の一部を助成	実施経費の1/2かつ3億円を上限
新分野教育訓練	経費助成 中小建設事業主が建設労働者を継続して雇用しつつ建設業以外の新分野事業に従事させるために必要な教育訓練を行う場合、経費の一部を助成	実施経費の1/3 新分野進出後さらに1/3 （新分野教育訓練終了後および新分野事業進出後それぞれ、1人当たり20万円かつ1対象教育訓練当たり200万円を上限）
	賃金助成 中小建設事業主が雇用する建設労働者に有給で建設業以外の新分野事業に従事させるために必要な教育訓練を受講させた場合、賃金の一部を助成	訓練終了後、新分野進出後それぞれ、1人1日当たり3,500円かつ40日分を上限
作業員宿舍等設置	経費助成 中小建設事業主が被災三県に所在する作業員宿舍等を貸借した場合、経費の一部を助成	実施経費の2/3かつ1事業年度当たり200万円を上限

# 建設労働者確保育成助成金の活用事例

## 【事例1】 一般建設・土木労働従事者に対して認定訓練を実施

### ＜助成メニュー＞ 認定訓練（賃金助成）

（注）キャリア形成促進助成金又はキャリアアップ助成金の支給を受けていることが必要です

例えば・・・ 月給35万円の若年労働者2人に30日間（1日8時間）の認定訓練（受講料10万円）を受講させた場合に雇用する企業にかかる費用

＜賃金総額＞ 35万円 × 2人 = 70万円

＜経費総額＞ 10万円 × 2人 = 20万円

➡ 合計 90万円

### 【企業に対する賃金助成】

①「キャリア形成促進助成金（若年人材育成コース・賃金助成）」

1人1時間800円 × 1日8時間 × 2人 × 30日間 = 38.4万円

②建設労働者確保育成助成金（認定訓練（賃金助成））

1日4,000円 × 2人 × 30日 = 24万円

### 【企業に対する経費（受講料等）助成】

③「キャリア形成促進助成金（若年人材育成コース・経費助成）」

10万円 × 2人 × 1/2（助成率） = 10万円

➡ ①～③合計 72.4万円（自社負担 17.6万円）

## 【事例2】 玉掛け技能、小型移動式クレーン運転技能等の資格の取得

### ＜助成メニュー＞ 技能実習（経費助成・賃金助成）

例えば・・・ 労働者5人に登録教習機関で小型移動式クレーンの技能講習を受講させた場合

講習料金：3万円 × 5人 = 15万円

（注）講習期間：3日間、1人あたり講習料金：3万円とする

【企業に対する経費（入学料、受講料等）助成】

15万円 × 0.7（助成率） = 10.5万円

【企業に対する賃金助成】 7,000円 × 5人 × 3日 = 10.5万円

## 【事例3】 建設事業の役割や魅力を伝え、理解を促進するための啓発活動の実施（現場見学会、体験学習会、求人合同説明会 等）

### ＜助成メニュー＞

若年者に魅力ある職場づくり事業（事業主・事業主団体）

例えば・・・ 高校生、専門学校生を対象に出前講座を実施した場合

出前講座の実施経費（講師謝金、旅費、教材費等）：15万円

（注）経費によっては、助成金の支給対象とならない場合もあります

【助成額】 15万円 × 2/3 = 10万円